

船舶事故調査報告書

令和5年11月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月6日 06時40分ごろ
発生場所	広島県尾道市 ^{いんの} 因島北東方沖 大浜埼灯台から真方位100° 3.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.9′ 東経133° 14.0′）
事故の概要	遊漁船 ^{あすか} 飛鳥は、西南西進中、また、プレジャーボートとんぼ丸は、南南西進中、両船が衝突した。 とんぼ丸は、船長が負傷し、左舷中央部に擦過傷を生じ、また、飛鳥は、右舷船尾部に亀裂が生じた。
事故調査の経過	令和4年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 飛鳥、2.6トン HS3-45609（漁船登録番号）、個人所有 9.53m（Lr）×2.4m×0.73m、FRP ディーゼル機関、279.5kW、平成11年10月 第271-33424号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート とんぼ丸、5トン未満 273-8176広島、個人所有 8.51m（Lr）×2.17m×0.68m、FRP ディーゼル機関、128.7kW、平成7年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年8月11日 免許証交付日 令和3年7月15日 （令和9年3月26日まで有効） B 船長B 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月19日 免許証交付日 令和3年9月14日 （令和9年4月19日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船尾部に亀裂 B 左舷中央部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時31分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、釣りの目的で、令和4年11月6日06時00分ごろ尾道市浦崎町の係留場所を出航し、広島県福山市横田港に寄港したのち、広島県竹原市南方沖の釣り場に向かった。</p> <p>船長Aは、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約23ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）とし、因島大橋の下を通過するつもりで、因島大橋の南東方に向かって手動操舵により西南西進した。</p> <p>船長Aは、前路を目視で確認して船舶を認めなかったため、航行の支障となる船舶はいないと思い、因島大橋方面に意識を向けて航行を続けた。</p> <p>船長Aは、突然、船首方至近にB船を視認し、左舵一杯としたものの、06時40分ごろA船の船首が南南西方を向いたとき、A船の右舷船尾部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、負傷者の有無及び船体の損傷を確認した後、係留場所へ帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、06時00分ごろ尾道市山波漁港を出航し、愛媛県今治市大島北方沖周辺の釣り場で使用する餌を購入する目的で、尾道市土生港に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約15knの速力で、手動操舵により因島と愛媛県上島町弓削島間の弓削瀬戸に向かって南南西進した。</p> <p>船長Bは、船首方に、弓削瀬戸に向かって航行するプレジャーボート（以下「先航船」という。）がいたので、先航船の航走波で船体が動揺しないように、先航船の後方を航行することに意識を向けて航行を続けていたところ、突然、左舷方至近にA船を認めたが、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で転倒し、立ち上がって負傷者の有無及び船体の損傷を確認した後、本事故の発生を携帯電話で118番通報した。</p> <p>B船は、来援した巡視艇に伴走されながら、自力航行して山波漁港に帰航し、船長Bは、救急車で尾道市内の病院に搬送され、頸椎捻挫及び左眼打撲等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船 参照）</p>

<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーを装備していなかった。</p> <p>A船の釣り客は、4人が前部甲板に、2人が後部甲板にそれぞれ座り、1人がキャビン内で横になっていた。</p> <p>船長A及び甲板上にいた釣り客は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、進路目標である遠方の因島大橋方面に意識を向け、船首方だけに視線を向けた状態になっていたため、B船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>B船は、レーダーを装備していなかった。</p> <p>B船の同乗者は、1人が後部甲板に置いた渡し板の右舷寄りに腰を掛け、1人がキャビン内で横になっていた。</p> <p>船長B及び後部甲板にいた同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、西南西進中、船長Aが、前路を目視で確認して航行の支障となる船舶はいないと思い、進路目標である遠方の因島大橋方面に意識を向け、船首方だけに視線を向けた状態で航行を続けたことから、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、左舵一杯としたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南南西進中、船長Bが、先航船の航走波で船体が動揺しないように、先航船の後方を航行することに意識を向けて航行を続けたことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、因島北東方沖において、A船が西南西進中、B船が南南西進中、船長Aが、前路を目視で確認して航行の支障となる船舶はいないと思い、進路目標である遠方の因島大橋方面に意識を向け、船首方だけに視線を向けた状態で航行を続け、また、船長Bが、先航船の航走波で船体が動揺しないように、先航船の後方を航行することに意識を向けて航行を続けたため、A船及びB船が互いに接近していることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、一方向のみに意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

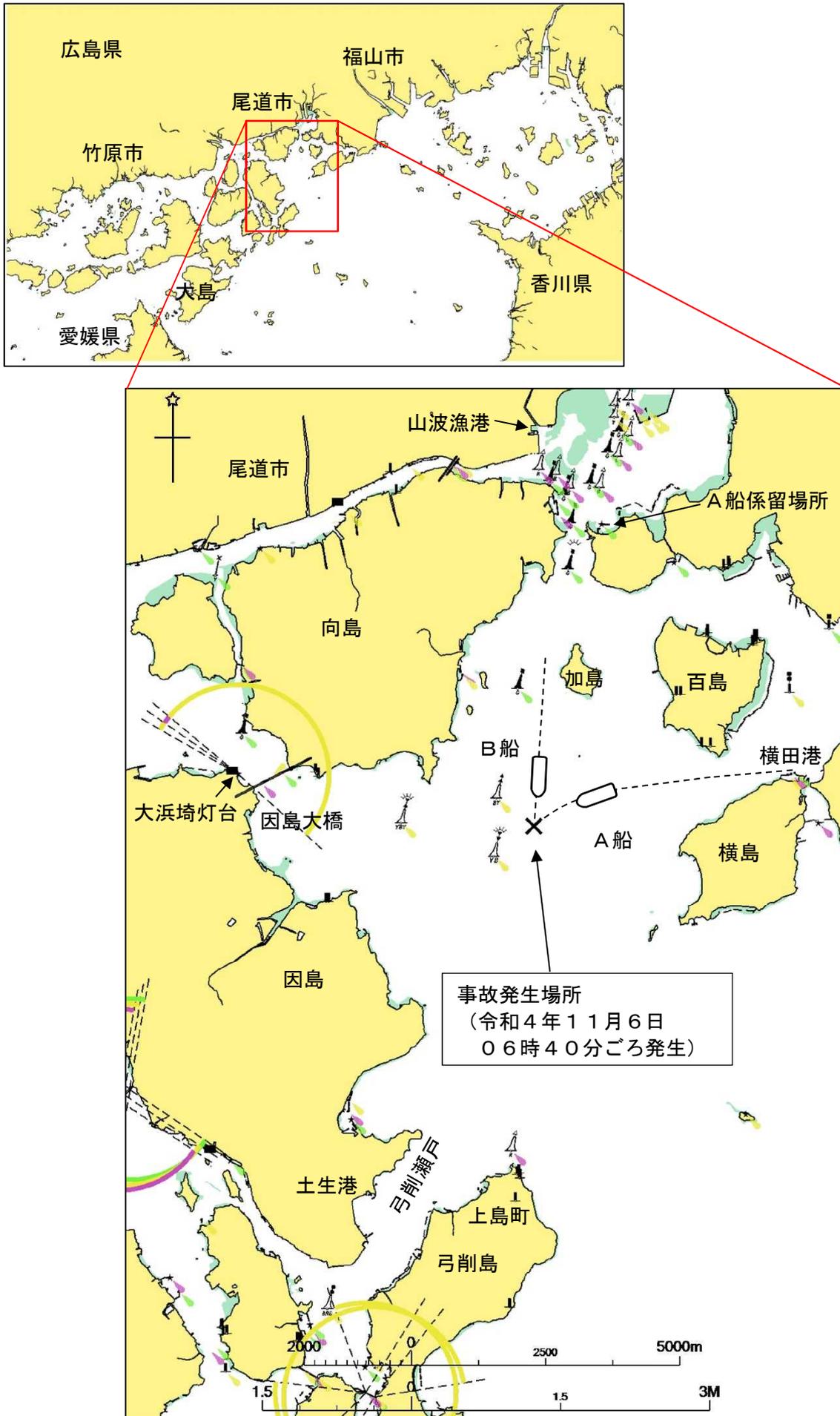


写真1 A船の損傷状況



写真2 B船

